

# 國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

古代伊勢神宮における祭祀所役について：  
禰宜職の増員と所役の変化

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2023-03-05 キーワード: 皇太神宮儀式帳, 皇大神宮年中行事, 禰宜の増員, 所役, 東西寶殿開扉 作成者: 山口,祐樹, Yamaguchi,Yuki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000019">https://doi.org/10.57529/0002000019</a>

# 古代伊勢神宮における祭祀所役について

## — 禰宜職の増員と所役の変化 —

山口祐樹

### はじめに

古代伊勢神宮において、禰宜以下の神職は、祭祀専門職として神前において直接的な奉仕が求められ、神宮祭祀の中で最も重要な役割を担ってきた。その中でも禰宜の役割は、祭祀また神宮の運営そのものにおいても非常に重く、古代より永らく（一員）が定員とされ、日々の宿直から年中恒例の祭典まで常に神明に奉仕していた。しかしながら、平安時代中頃以降徐々に増員が求められるようになり、中世期承久三年（一二二一）迄に

は、皇大神宮（内宮）、豊受大神宮（外宮）ともに八員まで増員されることとなる。先学の研究によると、その増員の理由としては、専ら宿直の負担軽減が目的であると説明されてきたわけだが、中世末までには最上席の禰宜以外の正員禰宜も、宿直勤務だけではなく祭典奉仕の中で一部重要な役割を担うようになってくる。

そこで本稿では、古代から中世初期にかけて禰宜が増員していく中で、禰宜以下、大内人物忌父らに至るまで祭典に奉仕する者全体を見渡し、職掌としての役目とは別の実際の祭祀の中で担った役割、つまり「所役」について、どのような動きがあっ

たのか、そしてその動きにはどのような意識の変化があったのかということ、『皇太神宮年中行事』<sup>①</sup>の記述を中心に検討していきたい。

### 禰宜の増員と祭祀

古代伊勢神宮における禰宜職は、天照大御神が伊勢の地に鎮まつてより永らく一員とされ、その役割も神宮の祭祀に専従するものとしては最上位の最も重要な位置を任されていた。延暦二十三年（八〇四）に編纂された『皇太神宮儀式帳』と『止由気宮儀式帳』（両儀式帳を合わせて『延暦儀式帳』<sup>②</sup>とも称する）によると、禰宜は補任されたその日より、忌火にて調理されたもののみを食し、見聞きすることにも細心の注意を払いながら、大内人以下の神職を率いて、神前に奉仕することが求められていた。<sup>③</sup>また、祭典奉仕とともに禰宜職の重要な役割として定められていたのが、月ごとの勤番奉仕であった。両宮儀式帳によると、禰宜は長上として、そして番長の大内人以下の宮人らは、内人六人、戸人三人が一月を上中下の三番に分け、交代しながら宿直の任に当たることが定められており、<sup>④</sup>交代しながら交代で宿直に当たっていたのに対して、禰宜だけは長上として、常に宮域内に祇候することが求められていたのである。先

学の指摘<sup>⑤</sup>にもあるように、時代が下るに従ってこの宿直勤番の役が大きな負担になっていったことは想像に難くなく、このことが禰宜増員の大きな要因の一つであったことは疑いようなないことであろう。

ここで、禰宜の増員過程について整理してみよう。禰宜の増員は天曆四年（九五〇）閏五月に、豊受大神宮の禰宜が〈二員〉に増員されたことに始まる。その後、十一年後の応和元年（九六一）十月には皇太神宮の禰宜が〈二員〉に増員され、承久三年（一二二一）三月までに両宮共に〈八員〉まで段階的に増員されることとなる。そして、中世中頃の嘉元二年には両宮〈二員〉ずつ増員されたことで〈十員〉の体制が確立されることとなる。

〈表 1 参照〉

〈表1〉

年号	西暦	皇大神宮 (内宮)	豊受大神宮 (外宮)
天曆四年	閏五月 九五〇	二員	二員
応和元年	十月 九六一	二員	
天延二年	二月 九七四	三員	三員
永延元年	十二月 九八七		四員
正暦五年	七月 九九四		五員
同	十二月		四員
寛弘三年	六月 一〇〇六	六員	
同	八月		六員
保延元年	六月 一一三五	七員	七員
承久三年	三月 一二二一	八員	八員
嘉元二年	一〇月 一三〇四	一〇員	一〇員

このように、十世紀から十四世紀にかけての間に、両宮の禰宜は次々と増員される訳だが、中右記などには「太神宮禰宜六人也、而番役繁多」と記されており、律令制から荘園制へと国内の経済機構そのものが大きく変化していく中で、禰宜の職務の幅も大きな広がりを見せ、禰宜職の職務過多という点も見逃せない状況であったのだろう。そうした煩雑化する職務の中に宿直勤番の奉仕も含まれてくるのである。

では、禰宜職が職務過多により度々増員がはかられる中で、本来最も重要な役目である祭祀上の所役はどのように変化したのだろうか。管見ではこれまでそうした点に重点を置いて論じられた研究はほとんど見ることができず、また本来〈二員〉で務めていた職掌が最終的には〈十員〉まで増加する訳であるから、もちろん禰宜職そのものの性格も徐々に変化していったものと想定されるが、そうした点に論究したのも多くは見られない。

#### 古代中世の儀式書と禰宜の所作

さて、ここまで禰宜の増員過程についてその大まかな流れを検証してきたわけだが、各時代における禰宜の祭祀上の役割については、いくつかの文献を照らし合わせながら確認していく必要があるだろう。まずは、今回参考とする文書についてその概略を説明しておきたい。

まず、第一に検証すべきは先に提示した『皇太神宮儀式帳』と『止由気宮儀式帳』であろう。この両書は平安時代初期に神宮から中央朝廷へ送られた解文であり、弘仁格式編纂の元になった文書と考えられている。内容は内外両宮の鎮座由来に始まり、正殿を始めとする殿舎の数や構造、奉仕する神職の由来

や役割、そして各月ごとにまとめられた年中恒例の祭祀、儀式に関することなどが記されている。中でも、「一、年中行事並月記事」では、祭祀の所役や内容、そして具体的な動きに至るまで詳細に記されている。つまりは、この両宮儀式帳の内容を検証することで、禰宜が〈一員〉であった、九世紀以前の祭祀上の所作の詳細を知ることができるのである。またここで、本稿においてはこの両宮儀式帳を補完する立場の文書として『延喜大神宮式』<sup>7)</sup>についても触れておきたい。本来この『延喜大神宮式』は国家として編纂された律令であるから、その重要性については言うまでもないところであるものの、そもそも両宮儀式帳が格式編纂のための解文であるという点、また祭祀における各所役の動きなどに関しては、両宮儀式帳の方がより詳しく記されていること、そして『延暦儀式帳』と同様に『延喜大神宮式』が編纂された時点では、いずれも禰宜は〈二員〉であり、増員される以前の段階であるということに鑑み、本稿では『延暦儀式帳』の記述をより積極的に用いて分析を試みたい。

次に提示するのは、皇大神宮権禰宜荒木田忠仲により記された『皇太神宮年中行事』である。この文書は、中世初頭の建久三年(一一九二)に纏められたもので、内宮における祭祀の詳細や祝詞、幣物類に至るまで詳細に編述されている。しかし、

この文書は後世に加筆された部分も含まれているためその記述には注意が必要となる。その加筆部分は、忠仲により編纂された二七二年後の寛正五年(一四六四)に内宮禰宜の藤波(荒木田)氏経により当時の状況が書き加えられた部分で、現在翻刻されているものについては、編述当初の一二世紀末の部分と後に加筆された一五世紀中頃の部分が混在したものとなっており、その該当する部分がいずれの時代のものか注意深く判断する必要がある。とはいえ、忠仲、氏経いずれの記述であっても、祭祀次第やそれぞれの所役の動きが緻密に記されていることには変わりなく、忠仲の筆によるものであれば禰宜が〈七員〉の時の記述であるし、氏経の手によるものであるならばそれは禰宜が〈八員〉であった時のものであると認めることができるため、禰宜が〈一員〉であった『延暦儀式帳』と比較検討する上では、いずれの時代であっても多くの知見を得られると考える。

最後に挙げておきたいのは、『建久元年内宮遷宮記』<sup>8)</sup>である。こちらは文治三年(一一八七)年から建久元年に至るまでの第二十五回皇太神宮式年遷宮の記録であり、内容としては文治三年の造宮使大中臣公宣の参宮から建久元年九月の遷御に至るまでの記録となっており、遷宮記録としては最も古いものとなっ

ている。著者は明記されていないものの、江戸時代の神宮祠官荒木田末壽によると、本文中の禰宜職の記載の仕方などから建久元年当時六禰宜であった荒木田成良が記したものであると考証している。この遷宮記は、先に挙げた『皇太神宮年中行事』と同時代の文書であることに加え、遷宮諸祭においてどの職掌の者がどのような動きをしたのかと云うことが克明に記されていることから、禰宜の増員と祭祀の所役について『延暦儀式帳』と比較・検討するには良質な史料であると言えよう。

#### 禰宜の席次とその所作

『延暦儀式帳』において、そもそも禰宜は〈一員〉であることから、もちろんその動きを記す場合にも「即禰宜召二大物忌父一……」のように、ただ「禰宜」としか記されていない。しかしながら、これが『皇太神宮年中行事』や『建久元年内宮遷宮記』などの時代になると、禰宜は〈七員〉まで増員されたということもあり、その記載も「長官」「一禰宜」「二坐」「三神主」などのように、禰宜の中で席次が記されるようになる。また併せて禰宜に対して宇治大内人以下の神職についてもその呼称も変化するようになる。例えば、宇治大内人についてはその祭典上の役割から玉串内人とも称されるようになると共に、禰宜

全体を表して「神主」や「正員禰宜」と称するのに対しては、内人、物忌父らの神職を「権禰宜」「権任神主」「権任」なども記されるようになる<sup>9)</sup>。

このように『皇太神宮年中行事』や『建久元年内宮遷宮記』では、禰宜のなかでもそれぞれの席次に対して詳しくその動きも記されることとなった訳だが、本稿ではまずそれらの文献から一禰宜以外の禰宜の所作について記されている部分を検証してみよう。

『皇太神宮年中行事』では、度々一禰宜以外の禰宜についてもその所作を見ることができ、ること正宮での祭典に限って見てみると、九月神嘗祭の幣帛奉納に関する箇所と同祭公卿勅使参向の際の宣命の取り扱いに関する部分とに限られており、その他の正宮祭典では「正員禰宜……」「二以下御玉串ヲ給畢奉納同前也……」のように一禰宜以下の禰宜全員が同様の所作をするかのように記されている<sup>10)</sup>。また、正宮での祭典以外の部分では正月の白散御食や宿直の交代などの記事でも確認することができるが、これらについては『皇太神宮儀式帳』や『延喜大神宮式』には詳しい記載が見られず、比較することも難しいため、機を改めて検討することとした<sup>11)</sup>。

そこで、本稿ではまず九月神嘗祭の幣帛奉納の記述を中心に

確認してみよう。

『皇太神宮年中行事』九月

一、同(十七日)夕部、齋内親王御參宮之間次第又以同前也。

但今度ハ宣命被<sub>レ</sub>遣下<sub>一</sub>例也

(中略)

宮司還着本座<sub>二</sub>之後、玉串奉仕如<sub>三</sub>前々<sub>一</sub>畢後、鑑取内人立

座解<sub>レ</sub>御鑑櫃封<sub>一</sub>、御封申之後、取出御鑑等<sub>二</sub>、正殿ノ御鑑<sub>レ</sub>

一禰宜<sub>二</sub>渡<sub>レ</sub>、東寶殿ノ御鑑<sub>二</sub>一禰宜<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>、西寶殿ノ御鑑<sub>二</sub>三禰宜<sub>レ</sub>

渡也。各請取<sub>テ</sub>奉<sub>レ</sub>相<sub>二</sub>具官幣等<sub>一</sub>、宮司共<sub>二</sub>參<sub>レ</sub>入瑞垣御門、

内<sub>二</sub>物忌父等官幣<sub>ヲ</sub>奉<sub>レ</sub>持次第如<sub>三</sub>六月御祭時<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>御寶前奉

拝ノ座跡又同前。奉拝之後、鑑取内人進參<sub>テ</sub>、一禰宜ノ令<sub>二</sub>捧

持<sub>レ</sub>御鑑ノ鑑ノ埼<sub>二</sub>押付<sub>レ</sub>宮司ノ封古<sub>キ</sub>放<sub>テ</sub>、向<sub>レ</sub>宮司<sub>二</sub>御鑑ノ御

封開<sub>レ</sub>申破<sub>レ</sub>之。其後一禰宜召<sub>レ</sub>大物忌子良<sub>ヲ</sub>相<sub>二</sub>具母良<sub>一</sub>參<sub>ル</sub>。

一禰宜相竝<sub>レ</sub>昇殿、而一禰宜唐鑑<sub>ヲ</sub>御戸ノ鑑<sub>ノ</sub>目<sub>二</sub>差入<sub>ル</sub>。其時子

良件ノ鑑<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>手<sub>ヲ</sub>帰下也。母良御橋ノ本<sub>ニ</sub>祇候<sub>テ</sub>相具<sub>ヲ</sub>帰也。其

後一禰宜奉<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>御戸<sub>一</sub>、御鑑ノ鑑并御鑑<sub>ヲ</sub>抽<sub>テ</sub>、高欄ノ東ノ脇平

桁ノ上<sub>ニ</sub>置<sub>テ</sub>、鑑取内人參寄<sub>テ</sub>件御鑑ノ鑑<sub>ヲ</sub>取<sub>テ</sub>、御階男柱ノ東ノ本

北<sub>ニ</sub>寄<sub>テ</sub>、封紙<sub>ヲ</sub>方寸許<sub>ニ</sub>切<sub>テ</sub>件御鑑<sub>ヲ</sub>埼<sub>ニ</sub>押付<sub>テ</sub>、又封紙一筋<sub>ヲ</sub>搔<sub>テ</sub>

相<sub>二</sub>具墨筆進<sub>レ</sub>寄宮司前<sub>一</sub>。其時宮司封<sub>レ</sub>書、先御鑑ノ埼<sub>ニ</sub>押

付タル紙、次<sub>二</sub>一筋搔具タル志豆也<sub>一</sub>。件封<sub>レ</sub>御鑑櫃<sub>ニ</sub>付料也。

抑御戸被<sub>レ</sub>開之後、傍官禰宜等各昇殿、自<sub>レ</sub>殿内<sub>一</sub>取<sub>レ</sub>出楊宮

官幣錦綾<sub>ヲ</sub>入奉<sub>レ</sub>納。又於<sub>レ</sub>御稻御倉<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>神主<sub>ノ</sub>沙汰<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>織御衣

ノ絹同奉<sub>レ</sub>納之後奉<sub>レ</sub>閉<sub>レ</sub>御戸<sub>ヲ</sub>罷下也。次於<sub>レ</sub>御寶殿<sub>ニ</sub>拜<sub>ル</sub>。無<sub>テ</sub>手。

但以前<sub>ニ</sub>鑑取内人進<sub>レ</sub>參<sub>レ</sub>一禰宜之前、彼御鑑ノ鑑<sub>ヲ</sub>一禰宜<sub>ノ</sub>奉<sub>レ</sub>

捧<sub>レ</sub>唐櫃<sub>ニ</sub>懸<sub>テ</sub>念帰。其後<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>拜也。拜畢之後、宮司神主各

罷下。於<sub>二</sub>一四五六七神主者<sub>一</sub>御寶前<sub>ノ</sub>東方瑞垣<sub>ニ</sub>副<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>西<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>

北<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>上祇候、至于宮司并<sub>二</sub>三禰宜等<sub>一</sub>、者不着座通過、宮司

者東寶殿巽方瑞垣<sub>ニ</sub>副<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>北<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>上西向着。二禰宜者奉<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>東

寶殿<sub>ニ</sub>、三禰宜奉<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>西寶殿<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時鑑取内人參<sub>レ</sub>西寶殿前<sub>ニ</sub>

御戸被<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>古封自<sub>二</sub>三禰宜等之手<sub>一</sub>請取<sub>レ</sub>、宮司之前<sub>ニ</sub>踞、

東寶殿ノ御戸御封開、西寶殿ノ御戸御封開<sub>レ</sub>申破<sub>レ</sub>之。又宮庁、

目代一人進<sub>レ</sub>參東寶殿之前、荷前御調絹ノ宮司進納文<sub>ヲ</sub>誦上、

物忌父等拜<sub>見</sub>員數之後、諸別宮并宮比矢乃波々木ノ御料<sub>ヲ</sub>分

置<sub>テ</sub>其殘奉納。玉串大内人并大物忌父兒部各件絹持昇殿奉納。

又三禰宜<sub>ノ</sub>西寶殿奉<sub>レ</sub>納神馬輿鞍。又宮司自鑑取内人之手請<sub>レ</sub>

取封紙三筋各封<sub>中</sub>。一筋<sub>ハ</sub>荒祭宮、一筋<sub>ハ</sub>東寶殿、一筋<sub>ハ</sub>西寶

殿御戸<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>付料理也。而於<sub>レ</sub>荒祭御料調絹并封者彼宮物忌父<sub>一</sub>

自<sub>二</sub>北御門參入<sub>一</sub>請取帰<sub>ニ</sub>參彼宮<sub>一</sub>。至于其他別宮并宮比矢

乃波々木御料<sub>ノ</sub>者彼祭<sub>ノ</sub>間<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>納外幣殿也。又<sub>二</sub>三禰宜各自<sub>一</sub>

鑑取内人之手<sup>一</sup>封<sup>テ</sup>請取<sup>テ</sup>付寶殿御戸之後退下<sup>テ</sup>暨<sup>テ</sup>宮司<sup>ノ</sup>前<sup>ニ</sup>蹲踞。其時鑑取内人進向、東寶殿<sup>ノ</sup>御戸御封畢西寶殿<sup>ノ</sup>申御戸終申退帰。其後宮司并神主各退出也。一二三神主各所<sup>ノ</sup>帶御鑑等於<sup>ニ</sup>八重神西脇<sup>ニ</sup>鑑取内人即請預<sup>テ</sup>入<sup>ニ</sup>御鑑櫃<sup>ニ</sup>之後付<sup>レ</sup>封付封、向<sup>ニ</sup>宮司<sup>ニ</sup>蹲踞御鑑櫃<sup>ヲ</sup>御封畢止申。其後拜八度手両端。

以上、甚だ長文の史料となるが主な内容はこうである。玉串行事、宣命・祝詞の奏上を畢えた後、まず鑑取内人が御鑑唐櫃より御鑑を取り出し、正殿の御鑑は一禰宜に、東寶殿の御鑑は二禰宜に、西寶殿の御鑑は三禰宜にそれぞれ渡される。その後、物忌父らが捧持つ幣帛と共に宮司と禰宜以下の神職が内院（瑞垣内）へ参入する。内院へ参入後は一禰宜によって正殿の御扉が開扉される訳だが、その際には『皇太神宮儀式帳』にも「先大物忌戸手付初、次禰宜参上戸開」とあるように、まずは大物忌が御扉（鑑）に手を付けた後一禰宜によって御扉が開かれる。そして、御扉が開かれると「傍官禰宜」つまり一禰宜以外の禰宜等が昇殿し、殿内より取り出した楊笥に「官幣錦綾」等を納め奉納された後に御扉は閉じられ、一禰宜が捧持つ正殿の御鑑も鑑取内人に手渡されることとなる。

注目すべきはその後である。一禰宜と四〜七禰宜が内院東瑞

垣沿いに西側を向いて著座するのは別に、宮司と二三禰宜はそれぞれ東西寶殿へと向かう。そして二禰宜は東寶殿を三禰宜は西寶殿をそれぞれ開扉し、鑑取内人は開扉された御扉の封祇を持ち宮司の前に至り寶殿の御扉が開扉されたことを報告する。東寶殿では玉串大内人（宇治大内人）と大物忌父の手によって荷前調絹が納められ、西寶殿では三禰宜自ら、神馬の鞍を殿内へと納めている。各寶殿での奉納が終わった後には二三禰宜が鑑取内人より封祇を受け取り寶殿御扉を封印し降殿、宮司の前に至り蹲踞、そこで鑑取内人が両寶殿の御扉が封じられた旨を報告した後に内院を退出、一二三禰宜がそれぞれ捧持ついた御鑑は八重神脇にて鑑取内人が預かり唐櫃に納め宮司に報告、八度拜を以て一連の行事は終了となる。ここに到り初めて二禰宜以下の詳細な動きが明らかとなるのである。

次に、公卿勅使参向の部分についても見てみよう。

又公卿 勅使参宮之時祇承宮掌東帶。勅使令<sup>レ</sup>参<sup>ニ</sup>御塩湯所<sup>ニ</sup>之間次第行事如<sup>ニ</sup>九月御祭之時<sup>ニ</sup>。但三色物忌父兄部等皆着<sup>ニ</sup>東帶明衣<sup>ニ</sup>。於<sup>ニ</sup>御塩湯所<sup>ニ</sup>勅使與<sup>ニ</sup>三神主<sup>ニ</sup>答拜、次御手水役

權神主  
着東帶

(中略)

御玉串奉仕并參入御内<sub>二</sub>及奉開御戸<sub>一</sub>奉納御神寶等<sub>二</sub>次第同<sub>一</sub>于九月御祭之時<sub>一</sub>。但奉開御戸<sub>一</sub>之後、四禰宜參勅使御許、被<sub>レ</sub>御戸開<sub>レ</sub>御之由申。其時勅使差<sub>レ</sub>笏令<sub>レ</sub>讀<sub>一</sub>上白紙宣命<sub>一</sub>給。四禰宜婦參之後、奉納御神寶等<sub>一</sub>例也。但於御神寶御裝束者自<sub>一</sub>南正面持參、至于錦綾者自<sub>一</sub>昇階西從<sub>一</sub>高欄上<sub>一</sub>禰宜等請取<sub>一</sub>奉納也。畢後奉<sub>一</sub>閉御戸<sub>一</sub>各退出。

こちらには、四禰宜の独立した所作が記されている。「奉納御神寶等」次第同「于九月御祭之時」とあるように、基本的には先に示した九月神嘗祭の幣帛奉納の次第と同じと考えられるが、途中四禰宜だけが異なる所作をすることとなる。正殿の御扉が開扉された後、通常であれば「傍官禰宜等各昇殿、自<sub>一</sub>殿内<sub>一</sub>取<sub>一</sub>出楊宮幣錦綾<sub>一</sub>入奉<sub>一</sub>納。」とあるように、二禰宜以下が正殿殿上に昇殿し幣帛奉納が行われる訳だが、ここでは正殿御扉が開かれた後、四禰宜が勅使の許へ下がり、御扉が開扉された旨を報告し、それを受けて宣命奏上となる。そして、四禰宜が戻り次第「御神寶等」の奉納となる。

ここでは、なぜ四禰宜かというところも気になるのであるが、恐らくは一禰宜は正殿の、そして二三禰宜はそれぞれ東

西寶殿の御鑑を預かっていることから、古代より一貫した御鑑の厳重な管理状況に鑑みるに、僅かな時間といえども御鑑から離れることが憚られたため、次席となる四禰宜の所役となったのであろう。

このように、『皇太神宮年中行事』九月神嘗祭の記事では、二禰宜と三禰宜がそれぞれ独立した東西両寶殿の開扉所役として明記されるようになり、四禰宜もまた勅使へ正殿御扉が開扉された旨を伝える所役が与えられている。神嘗祭と同じように御扉開扉の所作が必要な月次祭や神衣祭と比較してみても、一禰宜以外の傍官禰宜が何か独立した所役を担っていたという記事は見当たらず、この神嘗祭に関する一連の記述は傍官禰宜の所役を検討していく上でも非常に重要なことを示唆するものであると言えよう。

続いて『建久元年内宮遷宮記』の記事を確認していきたい。

『建久元年内宮遷宮記』

建久元年九月

十六日

(前略)

次御鑑櫃御封開之由申之、次禰宜宮司參入<sub>自</sub>西<sub>參</sub>祭主<sub>自</sub>東

方<sup>一</sup>參入、各人<sup>二</sup>瑞垣御門<sup>一</sup>、向<sup>三</sup>御殿<sup>二</sup>列居<sup>上</sup>、鑑取内人申<sup>三</sup>御  
 鑑御封開之由<sup>一</sup>、次子良參、一禰宜持<sup>三</sup>御鑑<sup>二</sup>相具參上、御戸  
 奉<sup>レ</sup>開<sup>子良參</sup>懸手、次火燈役人成<sup>重<sup>二</sup>禰宜子</sup>家長息官、自<sup>レ</sup>御橋左右<sup>一</sup>  
 參昇捧持、次傍官禰宜參上、于<sup>レ</sup>時祭主東方立、官司西立、  
 御燈捧持、召立役人東立、<sup>自祭主</sup>、<sup>頗南方</sup>先前陣取物召立了、先陣取物自<sup>レ</sup>御  
 倉奉<sup>レ</sup>出、仍只讀立許也、但御櫛御鏡宮等、自<sup>レ</sup>本宮奉<sup>レ</sup>出之、  
 於<sup>レ</sup>新調<sup>一</sup>者、依<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>出坐具<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>納新宮<sup>一</sup>已畢之故也、次後  
 陣取物、隨<sup>レ</sup>召立<sup>一</sup>自<sup>レ</sup>御殿奉<sup>レ</sup>出之、次奏<sup>レ</sup>鷄鳴<sup>一</sup>于<sup>レ</sup>時出御、  
 一二禰宜奉<sup>レ</sup>戴御體<sup>一</sup>、三五六<sup>成員</sup>奉<sup>レ</sup>相副<sup>一</sup>、玉串貞成奉<sup>レ</sup>戴左相  
 殿、七神主奉<sup>レ</sup>相副<sup>一</sup>、<sup>御後方</sup>物忌末貞奉<sup>レ</sup>戴右相殿、禰宜代  
 成仲<sup>四元雅奉<sup>レ</sup>相副<sup>一</sup></sup>、<sup>御後方</sup>出御次第、先御體、次左相殿、次右  
 相殿<sup>有<sup>レ</sup>口傳</sup>、<sup>供奉行事</sup>左右火燈役人御戸張<sup>レ</sup>昇上、絹垣役人等進參御橋  
 左右地下祭主先參、警蹕微音宮司後陣、自南門出御、  
 (後略)

この『建久元年内宮遷宮記』からは、遷御そのものの所役の  
 動きを見て取ることができる。禰宜に関係するところでは、正  
 宮相殿神の御神体を奉戴する所役に禰宜が含まれているという  
 ことである。正宮御神体は一二禰宜が奉戴し三五六禰宜が副  
 奉る、左相殿は玉串内人(宇治大内人)が奉戴し、七禰宜が副

い奉る、そして右相殿は物忌(大物忌父)が奉戴し、禰宜代(四  
 禰宜の替わり)が副い奉ることとなっていた。しかし「奉相副」  
 と記されてはいても、その下に「御後方奉戴也」とあることか  
 ら、左相殿は玉串内人と七禰宜がそれぞれ御神体の前と後ろを、  
 右相殿は物忌(大物忌父)と禰宜代が左相殿と同様に前後で奉  
 戴していたと考えられる。またこの記述ではつきりしたのは、  
 建久元年当時禰宜は七員まで増員された中であつても、左右相  
 殿の奉戴は玉串内人(宇治大内人)と物忌(大物忌父)が主と  
 して担っており、職掌としての序列はともかく祭祀の中におけ  
 る所役の順位としては、決して禰宜の下位に位置していた訳で  
 はなく、『皇太神宮儀式帳』に記された様子と何ら変わるこ  
 となく左右相殿の奉戴を奉仕していた。換言すれば、職掌上の序  
 列を超えたとしてもその職掌が担うべき所役というものが強く  
 意識されていたとも言えよう。

#### 職掌の席次と所役

平安時代初期に編纂された『皇太神宮儀式帳』と『止由気宮  
 儀式帳』からは、それぞれの職掌に厳格な奉仕が求められてい  
 ると共に、祭祀における所役についてもその席次と職掌によつ  
 て細かく定められていたことを伺い知ることができる。

古代伊勢神宮においては、統括行政職としての大神宮司の統括のもと、内外両宮それぞれにおいて禰宜、大内人、物忌らの神職が祭祀専門職として神前に奉仕していた。『延喜大神宮式』によると、内宮の禰宜が従七位、外宮の禰宜が従八位の官と定められると共に、大内人、物忌らに至るまで雑任の待遇を受け、その任用についても全て度会郡の人から任ずることが定められていた。

『延暦儀式帳』の職掌に関する条文には、禰宜以下の神職についてその由来や役割、祭典における所役などについて記されている。また月記条には年中恒例の祭典諸儀式について、どの職掌の者がどのような所作をするのかという点についても詳細に記されている。ここでは、まずそれら儀式帳の記述内容から禰宜以下の職掌がどのような序列であったのかということを確認しておきたい。

『皇太神宮儀式帳』の職掌条には、

- 一、職掌雑任肆拾參人禰宜一人、大内人三人、物忌十三人、物忌父十三人、小内人十三人。
- 天照坐太神宮貳拾壹烟禰宜一烟、大内人三烟、物忌九烟、小内人八烟。
- 所管四宮九烟内人五烟物忌四烟。

禰宜 大初位上神主公成  
(中略)

右大内人物忌以下、御馬飼内人以上、掛畏皇大神臨興此土、建大宮、初八十氏部卜食補任日、後家之雜罪事祓清、迄今止、重預職掌供奉、行事具件如前、又上下具顯祭行事條。

とあり、禰宜についての記述の後には、宇治大内人、内人(大内人)二人、大物忌・同父、宮守物忌・同父、地祭物忌・同父、酒作物忌・同父、清酒作物忌・同父、瀧祭物忌・同父、御塩焼物忌・同父、土師器作物忌・同父、御箭作内人、忌鍛冶内人、陶器作内人、御笠縫内人、日祈内人、御巫内人、山向物忌・同父、御馬飼内人が列記され、その補任の日より神事に専従することが記されている。

これら職掌の序列に関しては外宮の場合も同様で、『止由気宮儀式帳』にも大内人や物忌、小内人らの記述に少なからず差異は認められるものの、禰宜、大内人、物忌、物忌父、小内人という職掌の序列に変化は認められない。

そしてこの職掌の序列に関して『延喜大神宮式』を改めて確認してみると、

『延喜大神宮式』

伊勢太神宮

太神宮三座 在度会郡宇治郷五十鈴河上

天照太神一座

相殿神二座

祢宜一人 從七位官 大内人四人 物忌九人 童男一人 童女八人 父九

人 小内人九人

荒祭宮一座 太神荒魂、去太神宮北二十四丈

内人二人 物忌、父各一人

右二宮祈年、月次、神嘗、神衣等祭供之

伊佐奈岐宮二座 去太神宮北三里

伊弉諾尊一座

伊弉冊尊一座

月読宮二座 去太神宮北三里

月夜見命一座

荒魂命一座

滝原宮一座 太神遙宮、在伊勢與志摩境山中、去太神宮西九十里

滝原並宮一座 太神遙宮、在滝原宮地内

伊雜宮一座 太神遙宮、在志摩国答志郡、去太神宮南八十三里

右諸別宮、祈年、月次、神嘗等祭供之、就中滝原並宮、伊雜宮

不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>月次<sub>一</sub>、其宮別各内人二人、其一人用<sub>二</sub>八位已上并蔭子孫<sub>一</sub>

物忌、父各一人、但月読宮加<sub>二</sub>御巫内人一人<sub>一</sub>

度会宮四座 在<sub>二</sub>度会郡沼木郷山田原<sub>一</sub>、去<sub>二</sub>太神宮西七里<sub>一</sub>

豊受太神一座

相殿神三座

禰宜一人 從八位官、大内人四人、物忌六人、父六人、小

内人八人

多賀宮一座 豊受太神荒魂、去<sub>二</sub>神宮南六十丈<sub>一</sub>

内人二人 物忌、父各一人

右二宮祈年、月次、神嘗等祭供之

凡二所太神宮禰宜、大小内人、物忌、諸別宮内人、物忌等、並

任<sub>二</sub>度会郡人<sub>一</sub>。但伊雜宮内人二人、物忌、父等。任志摩国神戸

人

とあり、これにより平安時代前期の伊勢神宮においては、職掌の序列は禰宜、宇治大内人、大内人、物忌、物忌父、小内人という順で確立されていたことが理解できよう。

ではこの所役の序列は、実際の祭典の中ではどのように意識され適用されていたのであろうか。こちらら『延暦儀式帳』の

記述から読み解いていこう。

例えば、式年遷宮の遷御の際にはどのように記されているかという点、「立先禰宜、次宇治大内人、次大物忌父、次諸内人物忌等、……」と記されており、基本的には職掌の序列と同様となっている。また、二月祈年祭の三重着版の際にも

『皇太神宮儀式帳』一、年中行事并月記事 二月例

(前略)

次驛使、次大神宮司、次禰宜、次宇治内人、次二人大内人、以上六人、正殿向跪列就<sub>二</sub>版位<sub>一</sub>侍。内物忌子等、御門腋東西頭侍。内物忌父四人、諸々内人、物忌父等、以西玉垣門二丈許内方進、向<sub>レ</sub>東跪列侍 (後略)

と記されており、こちらも概ね職掌の席次の順に著版の場所も定められていたことを窺い知れよう。しかし『皇太神宮儀式帳』からは、この職掌の序列によって祭典上の重要な所役が割り当てられるというルールに該当しない例も見つけることができる。

『皇太神宮儀式帳』一、年中行事并月記事 六月例

(前略)

即禰宜御鎔給、大物忌<sub>子</sub>先率立<sub>三</sub>、内院參入。次大神宮司、次大内人等明曳御調糸參入。然即大物忌父、開<sub>二</sub>東寶殿<sub>一</sub>、御調糸進入畢。即罷出就<sub>二</sub>付本坐<sub>一</sub>訖。

(後略)

『皇太神宮儀式帳』一、年中行事并月記事 九月例

(前略)

禰宜先立、御鎔大物忌子持<sub>三</sub>、前率立<sub>三</sub>内院參入。次宇治内人、次大神宮司、次大内人。參持物<sub>波</sub>忌部<sub>乃</sub>進置<sub>前</sub>朝廷幣帛<sub>并</sub>御馬鞍具。然禰宜開<sub>二</sub>正殿<sub>一</sub>、幣帛物奉入畢。次織御衣服、此禰宜仕奉織御衣絹二匹、又宇治内人織御衣絹一匹。次大物忌父開<sub>二</sub>東幣帛殿<sub>一</sub>、御馬鞍具進上畢時、罷出<sub>三</sub>到<sub>三</sub>付本坐<sub>一</sub>訖。(後略)

右に挙げたのは、六月月次祭と九月神嘗祭の幣帛奉納に関する記述である。月次祭の記述では、大物忌父が東寶殿を開扉し御調糸を納めている様子が見える。また神嘗祭の記述では、禰宜が正殿を開扉し幣帛を奉納する一方、大物忌父が東寶殿を開扉し御馬の鞍を殿内に納めている。ここで注目したいのは、東寶殿の開扉に携わっているのが、大物忌父であるという点で

ある。前述した職掌の序列に従うのであれば、大物忌父よりも上席に大内人がいるはずではないだろうか。実際宇治大内人と大内人は「次大内人等明曳御調糸参入」「前率立<sup>14</sup>内院参入。次宇治内人、次大神宮司、次大内人。参持物<sup>15</sup>忌部<sup>16</sup>進置<sup>17</sup>朝廷幣帛<sup>18</sup>御馬鞍具」とあるように、内院にいなかったという訳ではない。いずれの祭典においても明曳御調糸や朝廷幣帛を内院まで運び込む役割を担っているわけであるから、職掌の序列だけで考えるのであれば、大物忌父よりも上席にあたる宇治大内人や大内人が東寶殿の開扉に携わっていたとしてもおかしくはないはずである。<sup>13</sup> 次項ではこの席次と所役の逆転について詳しく検討していきたい。

### 寶殿御扉開扉における所役の変化

この東寶殿御扉開扉における席次と所役の逆転について、以前拙稿では参籠との関係性を指摘した。<sup>14</sup> 古くより伊勢神宮においては神饌の調理や奉奠、殿上への昇殿、祓いの奉仕など様々な場面で齋戒が求められ、具体的には齋館内において穢れを忌避しながら生活を送る「参籠」という形により祭典に臨んでは清浄が期された。そして、こうした齋戒の原型は中世までには確立されていたことも史料に見ることができ、またその端緒は

『皇太神宮儀式帳』の時代、つまり平安時代初期には確認することができるのである。

『皇太神宮年中行事』 九月十七日

件日祭礼當時勤行之儀式并昇殿忌火潔齋之次第能々可<sup>レ</sup>思慮者也。御饌直會<sup>ハ</sup>昇殿以後可<sup>レ</sup>載<sup>レ</sup>之。先以<sup>二</sup>清火<sup>一</sup>髮<sup>ヲ</sup>洗、行水<sup>ヲ</sup>用、新<sup>キ</sup>櫛<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>用。件火<sup>ヲ</sup>消<sup>シ</sup>又以<sup>二</sup>清火<sup>一</sup>食物<sup>ヲ</sup>調備<sup>ス</sup>。件器皆新<sup>キ</sup>用、額付<sup>ハ</sup>以<sup>二</sup>忌火之飯<sup>一</sup>作<sup>レ</sup>之、以<sup>二</sup>洪柿等<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>付也。又今日僧尼服氣之輩女人<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>入<sup>二</sup>宿館ノ内<sup>一</sup>。諸公事并書状<sup>ヲ</sup>書読忌<sup>レ</sup>之。又五辛魚鳥<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>喰。但鳥<sup>ト</sup>風呂<sup>ト</sup>ハ七日間参籠中忌<sup>レ</sup>之。

(後略)

その「参籠」という齋戒の意識であるが、ここで示したように正宮の御殿上（正殿や東西寶殿）に昇殿し奉仕するためには七日間の「参籠」が必要であった。そのため大物忌と共に恒常的な「参籠」状態にある大物忌父が東方殿の開扉を担ったという可能性を検証したのである。しかし、この「参籠」という点だけでは大物忌父が開扉の所作を行う理由としてはいささか不十分である。まず禰宜は大物忌父と同様に恒常的な「参籠」状態にあることは疑いようのないものであるが、東寶殿開扉の際

には正殿の御盃を預かっていることから、東寶殿を開扉するのは難しい<sup>(15)</sup>。そして宇治大内人と大内人は、『皇太神宮儀式帳』の記載を見る限り、禰宜や大物忌父ほど嚴重な斎戒下にあったとは考えにくいものの、宿直勤番について見てみると、十日を区切りとして交代で宿直に携わっていたことから、十七日の祭典当日には最低でも一名は必ず「參籠」状態の大内人がいたと考えられよう。

そう考えると、「參籠」以外にも、大物忌父でなければならなかった理由を検討する必要がある。ここでその理由を推しはかるとすれば、席次ではなくやはりその「職掌」に割り当てられた所役の所似であるということが伺えよう。つまり、大物忌父であるが故に開扉という所役が配役された可能性である。

この点については、先学によっても指摘されている。中西正幸氏<sup>(16)</sup>は大物忌の職掌を論ずるにあたり、その役割は正殿開閉扉、大御饗供撤、心御柱奉護にあるものとし、近世期には御盃を全て子良館が管理していた点を指摘。また『皇太神宮儀式帳』にも見える「手付初」の所作を「大物忌が御鎮座のはじめから神前に近侍して、御殿を守護する第一線にあった事情をつぶさな物語るもの」論じ、大物忌の職掌に正殿の開閉扉が重要なものとして位置づけられていた点を指摘した。これと同様のことは

先にも指摘されており、近世の神宮祠官であり優れた考証学者でもあった藺田守良は、その著書『神宮典略』の中で「延暦の昔も今も異なる事なし。此大物忌は童女にして、御盃を持得ざれば禰宜の捧持てる事と聞ゆ」と述べ、本来的には正殿開閉扉は大物忌が担うべき役割であるという認識を示している。そしてまた、同書大物忌父の項目では、『皇太神宮儀式帳』に「亦父<sup>毛</sup>子<sup>毛</sup>共忌慎供奉。」とあることに注目し「其童女を輔佐けて其職を勤め行はしむる役にて、其職掌大略大物忌に異ならず」とし、父は大物忌を補佐する役としてその職掌についても大物忌と同様のものであったと述べている<sup>(18)</sup>。これらの指摘からもわかるように、神宮内には潜在的な部分で御扉開閉は大物忌の司るところであり、大物忌父も御盃を預り御扉を開閉するものという意識があったのであろう。つまりはその職掌に由来する祭典上の所役は、職掌の序列よりもその由来の部分に依拠するところが大きかったとも言えよう。

さて、このように大物忌父が御扉開閉に奉仕することについては、大物忌の職掌に由来するという理由を見いだすことができたわけだが、これが時代を下ると異なる動きを見せるようになる。『皇太神宮年中行事』の九月神嘗祭の記述では、「二禰宜者奉<sup>レ</sup>開<sup>二</sup>東寶殿<sup>一</sup>、三禰宜奉<sup>レ</sup>開<sup>二</sup>西寶殿<sup>一</sup>。」と、東西寶殿が二禰

宜と三禰宜によって開扉されると明確に記されていることから、そこに至るまでに所役を変更するほどの意識に変化があったということであろうか。

しかし、その一方で同じ時代の史料からは、そうした変化に相反する事柄も確認することができる。例えば、先に挙げた『建久元年内宮遷宮記』には、

『建久元年内宮遷宮記』

建久元年九月

十六日

(前略)

一二禰宜奉<sub>二</sub>戴御體<sub>一</sub>、三五六<sup>成員</sup>奉<sub>二</sub>相副<sub>一</sub>、玉串貞成奉<sub>二</sub>戴左相殿<sub>一</sub>、七神主奉<sub>二</sub>相副<sub>一</sub>御後方奉戴也、物忌末貞奉<sub>二</sub>戴右相殿<sub>一</sub>、禰宜代成仲<sup>四元雅</sup>奉<sub>二</sub>相副<sub>一</sub>御後方奉戴也

(後略)

とあり、禰宜が七員に増員されたとしても、左右相殿神の遷座には玉串内人と大物忌父が中心となって奉仕し、七禰宜と禰宜代はあくまで玉串内人と大物忌父を補佐する立場として記されている。つまりこれは、『皇太神宮儀式帳』の「正體<sup>平波</sup>禰宜

頂奉、相殿神東方坐宇治内人頂奉、西方坐大物忌父頂奉遷奉。」という記述とも合致し、この遷御の儀においては職掌の序列に関わらずその職掌が担う所役についての意識は変わることなく伝えられていたと考えられる。このように、同じ時代に職掌の所役に関して相反する意識を見て取れるわけだが、その相反する意識のせめぎ合いが表面化するようになるのもこの時代の特徴であるといえよう。

『建久元年内宮遷宮記』と比べると『皇太神宮年中行事』は、禰宜の所役についてより詳しく記している。上述した九月神嘗祭の東西寶殿開扉の動きでも確認できるが、この他に禰宜が担うようになった所役として参進時における前陣所役もあげることができ(19)。これは祭使参向の際に正宮までの参進の間、禰宜が前陣として列の先頭を務める訳だが、『皇太神宮儀式帳』ではその所役は禰宜と宇治大内人が配役されている。鑑みるに、これは本来禰宜が前陣として担うべきところを、禰宜が一員であったことで左右の片側を宇治大内人が担っていたと思われる。そこに禰宜が増員されたことで、宇治大内人から禰宜に変化したものと考えられる。そこには、前陣という所役は禰宜が担う役であるという意識が潜在的にあったであろう。

ともすれば、他の職掌の所役を侵すことなく、「禰宜が担う役」

という意識のように、禰宜がその所役を務めても理由がたつ部分に関しては二禰宜以下の禰宜が担うようになった可能性を説明できよう。このことを東西寶殿の開扉にあてはめ説明してみよう。御扉開閉は本義的には大物忌の職掌であった。しかし、実際のところはその御扉や鎰の大きさから「手付初」の所作をするにとどまり、御鎰の取り扱いや御扉の開閉扉は禰宜が行っていた。『皇太神宮儀式帳』の時代は禰宜が一員であったため、祭典内で二つの御鎰を持つことは難しいということもあり、東寶殿の開閉扉については本義的な職掌であった大物忌に縁のある大物忌父が担うこととなったのであろう。しかし、禰宜が増員される過程で、禰宜が担うべき役と意識されていた所役で二禰宜が担えずにいた部分に関しては二禰宜以下の傍官禰宜がその部分を埋めること可能となり、それが表れたのが東西寶殿開閉扉と前陣神主の記述であると考えられよう。無論大物忌が御扉開閉を司る職であるという意識は存在していたのだろうが、古代伊勢神宮において御鎰は統括行政官である大神宮司が厳格にその管理担っており、祭典中では禰宜が御鎰を司ること、律令官人としての性格が色濃く残っていたということに加えて、古代末から中世にかけて物忌職そのものが衰える様相を呈したことなども、禰宜が御鎰を取扱い開扉を行うという意識を後押

ししたのではないだろうか。後に御鎰は本義に戻るかのようの子良館にて管理されるようになり、物忌と物忌父がその職責を担うようになるわけだが、古代末の段階ではそこまでの意識は醸成されておらずむしろ縮小傾向であったと言えよう。

### おわりに

本稿では、九世紀から十二世紀末の間における祭祀所役の変化について増員された禰宜の所役に焦点当てながら検証してきた。その過程で、増員された傍官禰宜にはどのような意識のものと所役が割り当てられたのか、そして祭祀上の所役が神職としての序列を超える形でも割り当てられていたという事例も確認できた。

また『皇太神宮儀式帳』から『皇大神宮年中行事』に至るまでの間に大きな変化のあった東西寶殿の御扉開閉を検証する過程では、それぞれの職掌についての意識の変化とその職掌意識同士がせめぎ合うかのような様相を確認した。本来御鎰の管理と御扉の開閉を司る大物忌、その大物忌を補佐する立場であった禰宜、さらにはその禰宜の役割を代行するに至った大物忌父、この三者が時代を経るに従いその職掌そのものに対する意識も

変化することで祭典の所役にも影響を及ぼすこととなった。今回はその一背景として禰宜の増員に着目し検討したわけだが、祭典所役の変化の過程にはそれ以外にも様々な要素が隠れていることも示唆することができたのではないだろうか。

甚だ雑駁なまとめではあるが、本稿でも触れた各職掌の変遷や神宮組織の変化をさらに検証していくことで、禰宜の増員のみならず、物忌職の衰微や各物忌父の増員、律令制の弛緩にもなう神社組織の変化などの諸要素が、祭祀上の所役に与えた影響についてもより具体的なかたちで検証できよう。今後も重要な課題として注目していきたい。

- (1) 『神道大系—神宮編2』（神道大系編纂会 昭和五五年）  
 (2) 『神道大系—神宮編1』（神道大系編纂会 昭和五四年）  
 (3) 『皇太神宮儀式帳—禰宜内人物忌等職掌行事』

禰宜 大初位上神主公成

右人禰宜<sub>下</sub>卜食定補任之日、叙<sub>後</sub>從七位上。後家之雜罪祓清、忌火飯食<sub>見</sub>、見目聞耳言辭齋敬、宮内雜行事管職掌、諸内人物忌等率<sub>見</sub>、明衣冠着<sub>見</sub>、木綿多須伎懸<sub>見</sub>、度会郡司<sub>見</sub>御田桶<sub>見</sub>物忌子等<sub>見</sub>令<sub>見</sub>春炊奉<sub>見</sub>、志摩国神戸百姓<sub>見</sub>進雜御贄<sub>見</sub>三節祭<sub>見</sub>朝夕御饌供奉。

(中略)

又雜行事齋敬供奉。具頭<sub>見</sub>上條并月記條。

- (4) 『皇太神宮儀式帳—年中行事并月記事』

正月例。

(前略)

宮守護奉宿直人歴名進<sub>見</sub>宮司<sub>見</sub>、番畢事申<sub>見</sub>宮司<sub>見</sub>。禰宜<sub>見</sub>、番上宿直人、大内人一人<sub>見</sub>、諸内人六人、戸人三人、中番下番宿直事、並如<sub>見</sub>上番。右<sub>見</sub>二十日<sub>見</sub>為<sub>見</sub>一番、仕奉如<sub>見</sub>件。

- (5) 禰宜の宿直勤番については、比企貴之氏「伊勢神宮祠官・職掌人の宿直勤番制」(『国史学』二二七 平成三十一年)に詳しい。

- (6) 『中右記』保延元年六月一日

藏人弁送消息云、太神宮禰宜六人也、而番役繁多也、今可被加一人之由、祭主卿所申請也、可量申者、予申云、件禰宜本数纔一二人也、如此申請時被加常時也、祭主申請者可被加也、就中大神宮事有增加例、無減法、然者被加補何事有哉、

- (7) 『訳注日本史料—延喜式上』(虎尾俊哉編 集英社 平成一二年)

- (8) 神宮司廳編「神宮遷宮記 一」(国書刊行会 平成四年)

- (9) 禰宜の呼称については一禰宜を「長官」と称するのに対し、二禰宜以下を「傍官」なども表している。また権禰宜については、その職掌の複雑さから様々な表記がなされている。例えば、正員禰宜の師弟が権禰宜に任ぜられている場合を「権官」と称するのに対してその他を「権一」と称したり、大内人や物忌父が権禰宜を兼ねている場合も散見されることから、その表記を以て誰を表しているのか注意が必要である。

- (10) その他の禰宜の所作については、正月の白散御食に関する記述や、宿直の交代に関連する記述にて確認することができ、また正宮での祭典に向かう参進列などにも見ることができ。

- (11) 齋王や祭使参向の折、正宮での祭典に引き続き行われる直會の際には、一禰宜から二、三……とそれぞれ献杯の所役が割り当てられているが、

(12) こちらも『皇太神宮儀式帳』には詳しく記されておらず検討を要する。この「傍宮禰宜」がどの範囲を示すのかという点については検討が必要である。このとき二三禰宜の手にはそれぞれ東西寶殿の御鑑があり、幣帛奉納の際にそれらの御鑑をどのようにしたのかと言う点を明らかにしなければならぬ。ここで参考としたのは「年中行事」の荒木田氏経により加筆された部分である。そこには「次二座御引御階、西下二東寶殿御鑑、御階、高欄、平桁、置、拜、後參上、大床、拜後、裾、取、西右脇、參入、一禰宜、次二掛居。」と記されていることから、二三禰宜についても他の禰宜と同様に昇殿し幣帛の奉納に携わっていた可能性が高いと言えよう。

(13) 『止由氣宮儀式帳』では大内人が西寶殿の開扉に携わっている。『止由氣宮儀式帳』年中行事并月記事 九月例

(前略)

然即禰宜發、御鑑被給、大物忌乎前率立、内院參入。次大神宮司、次大内人參入。此大内人等持參入勅朝廷奉進幣帛一宮、絹一疋、糸一勾。又大神宮司進御衣料絹二疋、五色料絹一疋、禰宜織奉織乃大神御衣絹二疋、又御馬鞍一具受。大神宮司、内院御門内跪侍。禰宜、正殿乎開奉、件幣帛進入。大内人、西寶殿開、御馬鞍調度進入。

(14) 拙稿「古代伊勢神宮における齋戒と神職」(『神道宗教 二五八』令和二年五月)

(15) 『皇太神宮儀式帳』等にある御鑑の嚴重な管理状況を見る限り、一度御鑑唐櫃から取り出され手渡された以上は、御鑑から離れることなく管理するという意識がみられる。上述の『皇太神宮年中行事』公卿勅使參向の記事でも触れたように、鑑を預かった以上はそのことに専従する必要があると考えられ、何より正殿や東西寶殿の御鑑の大きさを考えれば、一人が同時に二つの御鑑を持ち運ぶこと自体に無理があるろう。

(16) 中西正幸『神宮祭祀の研究』国書刊行会 平成十九年

(17) 蘭田守良『神宮典略』二十二内宮職掌上 物忌職(増補大神宮叢書 2 『神宮典略中篇』 吉川弘文館 平成十七年)

(18) 桜井勝之進は、「物忌よりもその父が重んじられるという、この本末転倒な物忌父の職掌が次第に多くなってきたことを物語っている」と指摘し、古代末の職掌増員過程の変化について言及している。(桜井勝之進『伊勢神宮の祖型と展開』国書刊行会 平成三年)

(19) 『皇太神宮年中行事』二月十九日折年御祭次第行事

(前略)

於三四御門「在御塩湯」。前陣神主、御火、祇承進、次玉串大内人、次宮司、御火、祇承進、次官幣、次御神馬、次使、御火、祇承進。各參列、時石壺、着座。

